

特集・情報化社会と市民 ⑥

# 横浜市の情報化施策

神谷洋二

## 一 はじめに

最近、国際化、高齢化、成熟化、経済のソフト化等が国の社会経済環境は大きく変化してきているが、とくに情報化の進展については凄まじいものがあり、情報処理・情報通信分野での急速な技術革新に支えられて、産業構造、就業構造さらには地域構造は大きな変貌をとげている。

この情報化という言葉がマスコミ等で使われるようになってから、かなりの年月が既に経過しているが、わが国における実際の情報化時代の到来については、一般にニューメディアの普及や国における地域情報化施策の展開、民間参

入を考慮した電気通信事業法の改正等の動向から、昭和五十年代末から六十年にかけての時期だとする見方が有力である。このころから各地域でも情報化への取り組みが積極的に行われるようになり、本市においても、各種情報システムの整備や国の施策への対応状況などを考えると、昭和五十九年頃を情報化元年とすることができるとは思われないかと思われる（巻末「情報化施策関連年表」参照）。

こうした初期の頃には、情報化施策の認識について、情報機器・ニューメディア等の導入により、すぐにもバラ色の未来が実現するような誤った理解や、情報化施策そのものを目的化する見方もみられたが、実際に社会の情報化が進

- 一 はじめに
- 二 「よこはま21世紀プラン」での付置付け
- 三 本市の取り組みの経緯
  - 業務処理と街づくり
- 四 都心部から市域全域への展開へ
- 五 新しい身近なメディアの広がり
  - 都市型CATVの可能性
- 六 二十一世紀へ向けて

展するに伴い、そのような誤解も少なくなり、地道な施策展開が行われるようになった。

こうしたなか、さきに閉会した第百十八国会に、地方自治法二条三項に列挙されている自治体固有の業務について「電気通信・情報処理に関する事務」を追加する改正案が提出された。改正案そのものについては、継続審議となり次期国会で改めて審議されることとなるが、法制度面でも地域における情報化の進展について配慮されてきているということであり、技術の進展や市民意識の変化を背景にして、自治体を取り巻く情報化の進展に関する環境条件は確実に変化してきていると言えよう。

## 二——「よこはま21世紀プラン」の

## 位置付け

昭和五十六年に策定した本市の総合計画「よこはま21世紀プラン」は、市民の間にも幅広く定着し「安全で快適な市民生活の実現」に向けて着実に前進してきたが、予想を上回る人口の増加等本市をとりまく内外の環境が大きく変化したため、このたび見直しを行い、本年四月からは新しい「よこはま21世紀プラン」に基づき、新市長のもとで市政の新たなスタートが切られたところである。

今回見直した「よこはま21世紀プラン」では、情報化の進展、定着に対応し、基本計画及び第三次実施計画で前計画に比べより充実した内容で各種施策を打ち出している。基本計画では、まず、第二部第二節「新たな課題と方向」の中で国際社会への対応等他の七項目とともに「技術革新と高度情報社会への対応」を本市の重点課題として位置付け、その対応の方向を示している。第三部事業計画では、第五章第四項「高度情報機能の整備」で、高度情報基盤の整備、各種情報システムの整備、地域の情報化の推進、高度情報社会に対応した環境条件の整備の各項目について、レポート計画の推進、文化・スポーツ・生涯学習等の各分野における情報シス

テムの整備、映像情報メディアの活用、市政情報センターの整備、総合的な行政情報システムの整備、地域密着型ニューメディアの普及促進、情報教育の推進、プライバシー保護対策の推進等の多様な事業を計画するとともに、第一章から第五章までの各施策分野においても情報化関連事業を積極的に取り上げている。また、第三次実施計画では、基本計画で位置付けている事業について、今後五年間に推進すべき事項を記述している。今後は、さらに飛躍的に技術革新・高度化が進展すると見込まれている情報処理・情報通信分野での技術の動向を見極めながら、二十一世紀に向けて「よこはま21世紀プラン」に基づき、都市の安全性・利便性の向上、行政事務処理の効率化・高度化及び豊かな市民生活の実現を目指して本市の情報化施策を進めていくことが肝要である。

## 三——本市の取り組みの経緯——業務処理と街づくり

## ①——大量事務処理から分散化

## ネットワーク化へ

本市における高度情報化の歴史を振り返ると、他の多くの自治体等の場合と同様、行政事務の合理化・効率化を目的とした大型コンピュータ

による大量定型業務の処理が始まると言えよう。

本市に初めてコンピュータが導入されたのは既に四半世紀前のことであり、昭和四十一年七月に総務局に電子計算課が発足し、引き続き同年九月には第一号機が設置された。実際に業務が開始されたのは翌四十二年三月で、対象業務としては、人事・給与、固定資産税、国民健康保険等であった。その後、市県民税、金銭会計、港湾統計、産業統計、病院・下水道会計、土地情報システム等の業務についても電算化がすすめられ、次第に対象が拡大したが、これらは電子計算課（現電算システム課）が管理する大型コンピュータによるバッチ処理によるものであった。

このような大型コンピュータによる処理業務の拡大と併行して、コンピュータの性能向上によるパーソナル化に伴い、パソコン等を利用したシステムが五十年代半ばごろから各局で順次設置され始め、また、汎用コンピュータと端末とを通信回線で結んだオンラインシステムや大量データを総合的に利用するデータベースシステムも見られるようになった。代表的なものとしては、港湾管理システム、スポーツ情報システム、環境情報システム、IRIS-NET等がある（表1-1、巻末「情報化施策関連年表」参照）。

これらは、必ずしも従来からの業務支援や内部管理センターのシステムばかりではなく、情報提供系や企画支援系のものも含まれており、このような傾向は今後ますます強まってくるものと思われる。ちなみに、現在稼働している四十を超える各局のシステムのうち、主な設置目的が情報提供にあると思われるものは二十システム近くあり、また企画支援と考えられるものも数システム整備されている。オンライン化については、電算システム課のホストコンピュータを利用してシステムにも導入され始めており、六十年四月から稼働している市税収納システムを第一号に、六十三年四月には各区の約百台の端末（パソコン、OCR）と専用線で結んだ大規模な会計・経理処理システムである歳出管理システムが稼働している（現在の端末数は百七十台）。また、来年一月にまず住民基本台帳の電算化等からスタートする予定の住民記録システムについても、全国でも例を見ない三百二十万という膨大なデータをオンライン処理するシステムであり、ホストコンピュータ

これらは、必ずしも従来からの業務支援や内部管理センターのシステムばかりではなく、情報提供系や企画支援系のものも含まれており、このような傾向は今後ますます強まってくるものと思われる。ちなみに、現在稼働している四十を超える各局のシステムのうち、主な設置目的が情報提供にあると思われるものは二十システム近くあり、また企画支援と考えられるものも数システム整備されている。オンライン化については、電算システム課のホストコンピュータを利用してシステムにも導入され始めており、六十年四月から稼働している市税収納システムを第一号に、六十三年四月には各区の約百台の端末（パソコン、OCR）と専用線で結んだ大規模な会計・経理処理システムである歳出管理システムが稼働している（現在の端末数は百七十台）。また、来年一月にまず住民基本台帳の電算化等からスタートする予定の住民記録システムについても、全国でも例を見ない三百二十万という膨大なデータをオンライン処理するシステムであり、ホストコンピュータ

表-1 各局情報システム一覧

主管局	システム名	システムの目的			
		業務支援	情報提供	企画支援	内部管理
総務局	防災行政用無線システム		○		○
収入役室	歳出管理システム				○
市民局	キャプテンシステムによる情報提供		○		○
	市政情報総合検索システム		○		○
	労働情報提供システム	○	○		
	福祉共済システム		○		
	こども科学館情報システム		○		○
	美術情報センターシステム	○	○		
衛生局	フォーラメディア	○	○		○
	結核・感染症サーベランスシステム	○			○
公害対策局	救急医療情報システム		○		○
	公害監視システム	○		○	○
	水質テレメータ監視システム	○		○	○
環境事業局	環境情報システム			○	
	産業廃棄物情報管理システム	○		○	
経済局	IRIS-NET (アイリス・ネット)		○		○
	消費生活情報ネットワークシステム	○	○		○
	YOUNET (ユUNET)				○
緑政局	緑地検索システム			○	
	公園管理台帳			○	
	土壌診断システム	○		○	
	植物情報検索システム		○		
都市計画局	園内植物管理システム	○	○		○
	都市計画窓口情報システム	○	○	○	
	横浜駅周辺駐車場案内システム		○		○
	新本牧地区有線テレビジョン放送システム		○		○
道路局	都市型映像情報システム		○		
下水道局	道路管理システム	○			○
港湾局	工場排水の規制・監視のためのシステム	○			○
	港湾管理システム	○			○
建築局	建築確認統計システム			○	
	公共建築物保全システム			○	
市大事務局	教務オンラインシステム (シーガルシステム)	○			○
消防局	消防通信指令システム	○			○
	地震観測システム			○	○
水道局	水道料金調停・収納システム	○			○
	総合管理システム	○			○
交通局	バス乗車券自動処理システム	○			○
	駅務情報オンラインシステム			○	○
	バス運行改善システム	○	○	○	○
教育委員会	オンライン情報処理教育システム	○			○
	スポーツ情報システム		○		○

タについては同様に電算システム課で管理を行う予定である。このように、四十年代の初めにスタートした本市における業務の電算化も、近年ますます多様化が進んできており、分散化・ネットワーク化の傾向が強くなると考えられる。ただし、各局が整備するシステムの増加に伴い、システム間の情報の重複等の問題が一部で発生し始めており、個別情報を所管する部局の明確化及び情報

報(ソフト)流通システムの確立が要請されてきている。これは、情報入出力責任体制の確立にもつながり、情報の陳腐化・形骸化を防ぐ手段としても重要なことであろう。なお、本市では、統計情報等各部局で日常的に使用される情報のデータベース化と個別システムのネットワーク化による総合的な行政情報システムの整備を計画しており、現在関係部局による調査・研究をすすめているところである。

②―街づくりににおける情報化―MM21の事例を中心に

街づくりにおける高度情報機能の導入については、現在でこそこの自治体でもごく当たり前のことと考えられるようになってきているが、五十年代半ば頃まではとりたてて問題にはされておらず、自治体の施策としても一般論ではその必要性が言われ始めてはいたものの、具体策としてはさして取り上げられてはいなかった。

本市においては、みなとみらい21事業で他都市に先立ち早くからこのような考え方を取り入れており、街づくりの三つの基本コンセプトとして「24時間活動する国際文化都市」「水と緑と歴史に囲まれた人間環境都市」とともに、「21世紀の情報都市」を掲げ、地域冷暖房・共同溝等新しい都市システムの導入や高度情報通信システム、複合型情報センターの整備等を打ち出している。これは、二十一世紀の未来都市は最先端の技術を導入した、利便性の高い、全く新しい都市であるべきだという認識によるものであった。

しかし、先行事例もほとんどない中で手探りに近い状況だったこと、エリア、対象等を広い範囲まで考慮する必要がある情報化という分野の施策について、市レベルで検討を行っていくことに限界があること、みなとみらい21事業を

単に市のプロジェクトとしてばかりでなく、国家的なプロジェクトとして広くPRしていく必要があったこと、国の財政上等の支援措置が期待できることなどにより、当時、郵政省及び通産省で検討をすすめていた地域情報化構想を取り入れ、連携を図りながら推進していくことが得策であるとの判断を行い、五十九年度にニューメディア・コミュニケーション構想及びテレトピア計画の第一次指定を受けた。また、六十一年度には建設省による高度情報化の進展に対応した都市整備促進策であるインテリジェント・シティ構想の指定も受けている(表1-2参照)。

その後、民活法による特定施設も含め、国の各省庁の情報化施策も多様化してきているが、本市、とくにみなとみらい21の街づくりにおける情報化に関しては、この三施策

表一2 各省の情報化施策と本市の対応

施策名	目的	経緯	本市の施策内容	備考
テレトピア構想 (郵政省)	ニューメディアによる地域社会の高度情報化社会への円滑な移行を図る。 (主に基盤システムの整備)	・59.9基本計画策定 ・60.3指定 ・60.9実行計画策定 ・62.6指定区域変更 〃 新本牧CATVシステム追加が指定	・多目的国際情報ネットワークシステム テレポートについては国際デジタル通信(IDC)の国際通信センター(国際交換局)が元.5より営業開始 ・都市型映像情報システム 62.12事業会社設立、元.3サービス開始 ・MM21データベース・サービスシステム ・都市管理情報通信システム ・新本牧CATVシステム	MM21事業区域及びその周辺地域
ニューメディア・コミュニティ構想 (通産省)	各分野のニーズに即応した適切な情報システムの開発・普及を図り、高度情報化社会の円滑な実現に寄与していく。 (主に応用システムの整備)	・59.10指定 ・59.11基本構想策定 ・61.9(助横浜・神奈川県)総合情報センター(IRIS)設立	・地域情報システム(IRIS-NET) 62.6実験運用開始 63.4一般向け提供開始	MM21地区を含む概ね西区・中区の地域
インテリジェント・シティ構想 (建設省)	高度情報化の進展に対応した都市整備の推進を図る。 (主にハード面での整備)	・62.3指定 ・63.6整備基本計画策定・承認 (引き続き、重点整備地区計画を策定の予定)	・高度情報センター ・高度情報通信システム ・共同溝 ・キャブシステム ・インテリジェント・ビルの建設促進 ・駐車場管理システム (横浜駅周辺地区 元.4サービス開始) ・商業・業務関係情報システム	指定区域 本市全域 (重点整備地区) MM21中央地区 横浜駅周辺地区 新横浜地区 港北NTタウンセンター地区

を柱にして推進しているところである。これらの施策については、類似点が多く違いがはっきりしない、国の縦割り行政の弊害が自治体レベルに波及している等問題も少なくないが、本市、とくにみなとみらい21事業では、おおむねうまく展開されているといえるだろう。

### ③ 国の施策に対する今後の対応

先に述べたとおり、本市では国の各省庁が情報化に関する施策を打ち出した当初から積極的に対応し、その指定を受けてきた。これは、当然のことながら各種融資、出資等国の財政上の支援を受けることを目的としていたが、同時にプロジェクトの知名度向上・イメージアップ、PR効果への期待も大きな要素であった。しかし、国の施策が現在のように多様化するともに、テレトピア計画等当初より続いている施策についても指定地域が増加し、相対的に従来ほど注目されなくなってきた。状況下では、イメージ売り込み型から実利型へ変わっていく必要があるだろう。今後は事業が具体化した段階で、事業推進に必要かつ有利な各種支援策が期待できるメニューを随時導入していく、という考え方をとっていくことが重要と思われる。

例えば、情報センターとしてのインターネット・ビルを第三セクター方式で建設するにあ

たって、民活法の特定施設である通産省所管のニューメディアセンターと郵政省所管のテレコムプラザの二重指定を受け、それぞれの機能を複合的に導入し、事業を推進していくというような手法が既に一部の都市では見られ始めている。国の施策、構想に合わせて事業を計画するというのではなく、まず推進すべき事業があり、それに必要な施策、メニューを必要に応じ、時には複合させて導入していくという考え方が重要ではないだろうか。

### 四——都心部から市域全域への展開へ

#### ① ビデオテクスの普及とその問題点

前述のとおり、これまでの本市での街づくりにおける高度情報機能の整備については、主にみなとみらい21地区を中心とした都心部で展開されてきた。しかし、今後は市域のバランスある発展を図るため、全市域での展開が重要な課題となってくる。この点について、今後最も発展が期待できる映像系のメディアでの可能性を考えてみたい。

映像系のニューメディアのうち、現在普及している代表的なものとしては、都市型CATV、ビデオテクス（キャプテン）及び画像応答システム（VRS）があげられる。都市型CAT

Vについては次項で詳細に触れることとし、ここではビデオテクス及び画像応答システムについて現状と今後の本市での発展の可能性について検討する。

本市におけるビデオテクスの活用策としては、市政情報の提供手段として既に昭和六十一年よりNTT系のキャプテンサービスネットにIP（情報提供者）として参加することにより、実用化が図られている。これは新しいメディアであるキャプテンの全国ネットのサービス網に参画することにより、市民ばかりでなく全国の人々に本市の情報を発信し、提供していくというものであり、ヨコハマを売り込むとともに、ヨコハマに目を向けてもらおうという言うならばシティーセールス施策の一環として始められたものであるが、キャプテンの普及そのものが当初の見込みほどすすんでいない（普及台数は全国で十万台、本市では二千台程度）ことにより、必ずしも十分な効果をあげているとはいえない。キャプテンについては、その双方向機能について評価ができるものの、テレビなど各種の動画上に慣れ親しんだ人々にとっては目新しさに欠け、必ずしもニューメディアと意識されていないこと、内容についても他のメディアとさほど違いがないこと、アクセスにやや時間がかかること等の問題があり、普及の低迷につながって

いると考えられる。今後、キャプテンならではという固有の情報の蓄積や、CATV、パソコン等の他のメディアとの連携、融合がすすむならば、発展していく可能性はあると考えられる。

なお、本市ではビデオテックスによる情報提供システムとしては、こども科学館情報システム及び女性フォーラムのフォーラメディアが既に稼働している。また、横浜駅西口周辺では、鉄道、流通企業等が中心となり設立した横浜情報ネットワーク(YINET)により、ハイ・キャプテン(音声による対応が可能なデジタルキャプテン方式)による買い物情報等の提供サービスを行っている。

## ② ミュー・ビジョンの現状と今後の展開の可能性

ミュー・ビジョン(MEW VISION)は、NTTが開発した最先端の技術である画像応答システム(VRS)を導入し、各種タウン情報等を広帯域光ファイバーケーブルで結ばれた約七十台の端末からのリクエストにより、リアルタイムに提供するシステムである。街角や各種商業施設ばかりでなく、地下鉄の構内や市役所内等の公共施設にも設置されているので、既に多くの市民や来街者に知れわたっている

ころであるが、横浜博覧会の開催に合わせて平成元年三月にサービスを開始した当初から予想を上回る利用があり、アクセス回数は一年間で三百二十万回と好評を博している。博覧会のパビリオン等も含め当初約二百社でスタートした情報提供者(スポンサー)は、博覧会終了後一時的に減少したものの、現在は当初と同数まで持ち直しており、また、端末の設置についても現在の放送局機能でも最大百二十八台まで可能であるため、今後徐々に台数を増やしていく計画である。

### ① 今後の展開の可能性

建築物内のシステムとしては既にいくつかの事例があるものの、地域レベルでのVRSの実用化は、ミュー・ビジョンが世界で最初の事例であり、「ハマにしかないハマだけのメディア」として定着したこのシステムをどのように育てていくかが今後の課題である。ひとつの可能性としては、副都心等市内の各地での展開が有り得るが、都心部ほどは情報提供者を確保しにくい地域で新たにシステムを構築することは、採算面で問題が多く、現実的・効率的でない。そこで、現在のシステムをネットワーク化し、副都心等でもサービスを提供できるようにするという考えが生まれてくる。

テムは、来街者の利便性のためのシステムであり、限られた地域でのものであるが、情報によっては広域的に提供したほうが有利なものも有り得る。また、利用者も必ずしも全ての人がその地域のタウン情報ばかりを求めている訳ではなく、他地域の情報にアクセスできるのであれば利用する可能性は少なくないと思われる。

そこで、その地域の情報をメインに置きながら、必要に応じ広域的な情報も取り出せるようなシステムを開発することが必要となってくるが、技術的にはアクセスする地域により、センター局から送出する情報を選別することも可能であろう。

ミュー・ビジョンを市域に広げていくとした場合、今述べた地域性と広域性との問題のほか、通信回線の確保も重要な問題である。通信回線については、現在のように距離に応じて高くなる制度下では、広域展開の阻害要因となっており、運営経費の相当の部分をお占めている通信料金の負担軽減は、副都心等への展開の絶対条件といえる。

ミュー・ビジョンのように動画を送信するためには大容量の通信回線が必要であり、現在はNTTの光ファイバーケーブルによる専用回線を利用している。料金については、都心部内では比較的安価で利用が可能だが、都心・第二都心、

都心・副都心となると数倍高くなり、採算面で折り合いがつかない。そこで、地下鉄、下水道等既存の都市インフラを活用して、通信回線を敷設利用することを検討したい。これらの都市インフラの活用については、既に地下鉄の運転制御や下水道施設の遠隔操作による管理等では行われているところであるが、道路法上の占用物件として、また各々の事業法により事業目的の利用は厳しく制限されているため、事業主体や通信と放送との異なる法体系への対応の問題も含めて国や関係部局との十分な調整・検討が必要となってくる。しかし、新しい都市基盤としての情報通信網の今後の在り方を考えた場合、行政情報の伝達手段としての利用も含め本市としても前向きな対応が迫られてこよう。とくに地下鉄は、都心、第二都心、三つの副都心を結ぶ大動脈であるので、ここに都市インフラとしての大容量の通信回線を確保し、さまざまな情報の伝達手段として活用していくことは、街づくりのうえでも理にかなっているといえる。

また、将来的には広帯域ISDNが普及し通信料金が大幅に低下されれば、それを利用することも可能となる。この場合、現在アナログ方式で送信している通信方法をデジタル化する必要が生じてくるが、採算性が確保されれば十分に対応できよう。

## 五——新しい身近なメディアの広がり ——都市型CATVの可能性

### ①都市型CATVの現状

いわゆるニューメディアといわれているものには、既に述べたビデオテクスやVRSのほかにも、パソコン通信、ハイビジョン放送、CATV、衛星放送、文字放送、オフトーク通信等がある。これらは、目的、用途に応じて、それぞれの特性を踏まえながら活用されているが、ニューメディアと言えどもあくまでも情報の処理・伝達的手段に過ぎず、基本的には今まで利用されていたメディアと特別に区別して考える必要はないであろう。しかし、情報の豊富さ、即時性、双方向性など、既存のものにはない機能・特性があるため、使い方はおのずと異なってきたており、情報の選択対象の多様化と合わせて、将来への可能性を秘めたメディアであることも確かである。その中でもとくに最近注目を浴びており、発展が期待されているのが都市型CATVである。

都市型CATVとは、有線テレビのうち、大規模（二万端末以上）、多チャンネル（自主放送五チャンネル以上）、双方向機能を備えたものをいい、本年四月現在全国で四十五施設が開局している。この三年ほどの間に開局ラッシュ

が続いた背景には、衛星放送やスペースケープルネット（番組供給業者による民間通信衛星を利用したCATVへの番組配信システム）のサービスが開始されたことによるところが大きい。ニューメディアとは言うものの、簡単に言えば「チャンネルがたくさんあるテレビ」であり、とりたてて難しい操作を必要としないため、人々に受け入れられ易いであろうということも、大きな要因となっていると思われる。

このように、将来性を見越した開局はつづいているものの、加入者数は思った程には伸びていない。これは、多様な情報の氾濫の中でその選択にとまどっている人やテレビを有料でみることに抵抗を感じる人がまだ少なくないということに原因がある。しかし、番組ソフトの拡充、自治体の積極的な関与などを背景に、人々の意識は変わりつつあり、新たな開局の動きと相俟って加入所帯の大幅な増加が期待されている。

### ②本市における普及状況と今後の課題

本市における都市型CATVとしては、昭和六十二年十月に緑区で放送が開始された御東急ケーブルテレビジョンが最初であり、その後、御横浜ケーブルビジョンが昭和六十三年四月に旭区で、平成元年四月に泉区で放送を開始して

いる。また、昭和六十二年十二月に川崎市麻生区で放送を開始した朝小田急情報サービスが将来は緑区の一部で放送を行う計画であり、港南区でもCATV港南圏により平成三年秋に開局が予定されている等他の区でも民間事業者等による開局の動きが見られている。

その他にも、昭和六十二年七月から朝ケープルコミュニティ横浜により同時再送信を行っている新本牧地区のCATVが平成元年六月より自主放送を開始するなど、今までの難視対策施設としての枠を越えた豊富な情報を提供する新しい都市インフラとしての都市型CATVが市内に広まりつつある。しかし、受信世帯数は現在やっと一万世帯を超えたところであり、市内全世帯数の約一％に過ぎなく、放送が行われている三区の世帯数に対しても四％に満たない状況である。

このような現状に対し、行政としてどのようにかわかっていくかが大きな課題となっている。現在、本市で開局している都市型CATVは全て民間事業者によるものであり、行政としては出資等の経営参加は全く行っていない。しかし、行政として、都市型CATVを電気、ガス、水道と同じように全市民にそのサービスが確保されるべき公益性の高い事業と位置づけるならば、なるべく早い時期に全区に展開させ、行政情報

の提供手段等として積極的に活用していくべきだという考え方に立つことも十分可能である。

国においては、郵政省は以前より、全国的な通信ネットワークであるISDNとともに、生活情報を送る地域ネットワークとしての都市型CATVを、高度情報社会における二大情報基盤として位置づけている。また、最近では自治省も、各地域の実情に応じながら普及を図っていくべきだとしており、民間事業による展開を基本としながらも、地域によっては民間の動向を勘案しつつ第三セクターまたは公営企業による事業推進を取り入れていくことを示唆するとともに、第三セクター方式により事業を行う場合には、一定の条件のもとにケーブル等の資産について固定資産税の減免の対象とすることを制度化している。都市型CATVを開局するにあたっては、有線テレビジョン放送法による許可が前提であるが、指定都市では、原則として各行政区ごとの許可を必要としている。そのため、民間事業では採算面でメリットが少ない地域においては、当面、事業化がすまない可能性が高く、民間事業者に頼っているだけでは早期の市域全域への展開が図れないこととなる。そこで、地域によっては行政が支援・誘導していくことが普及のための条件となつてこよう。出資についても、行政としての平等性から本来

は全市域同一の取り扱いをすべきであろうが、地域により事情が異なるとともに、事業者側の行政への期待の度合いも相違があると考えられるため、柔軟に対応することも必要であろう。

なお、普及促進策としては、この他にもテレビピア計画等国の施策の活用も考えられる。前述のように、本市のテレビピア指定地域はみたとみらい21地区を中心とした都心地域であり、市域の一部だけとなっている。しかし、最近では名古屋市で市域全域が指定されるなど、指定地域の広域化がみられている。本市においても指定地域を全市域に拡大し、都市型CATVを対象システムに加えることにより無利子融資を受けることが可能となり、普及促進の大きな誘因となつてこよう。本市のテレビピア計画も、みたとみらい21地区の情報化推進のためだけでなく、横浜市全域の情報化を推進するための手段として活用する時期にさしかかっているといえるのではないだろうか。

### ③ 行政情報、地域情報の提供・流通手段としての都市型CATVの役割

都市型CATVの広報・行政情報提供手段としての利活用に関しては、現在のところ本市では、各区役所を中心として、特定の番組への定期的な行政関連情報の提供・取材への対応・職



員の出演、月一回の定期的なコンサートの区とCATV事業者との共催、放映用の自主製作ビデオの作成、区役所ロビーでの番組の放映、CATV事業者からの随時の依頼に基づく番組製作への協力・各種情報の提供等を行っているところである。

今後は、普及状況に応じて、事業者に対する情報提供中心から、自主放送番組の製作・提供、放送時間帯の確保・拡大、更には行政情報提供専用チャンネルの確保等徐々に活用範囲の拡大を図って行くことが必要である。行政情報についても、地域密着型メディアとしての特性に十分配慮した地域性の高い内容とすることが肝要であろう。また、双方向性機能を利用したアンケート調査・モニター調査等による広聴手段としての活用についても、期待されているところである。

都市型CATVを地域密着型メディアとしてとらえた場合、地域行政情報の提供・流通媒体としての重要性とともに、地域住民間のコミュニケーション手段としての活用も忘れてはならないところである。町内運動会など地域の自主的な催し物・諸活動の紹介・中継や住民参加型

番組、例えば商店街の広場での「街かどテレビ」、また地域情報交換コーナー「CATV伝言板」等の製作により、近所のおじさん、おばさんのテレビ出演が可能となり、CATVが住民により身近なものとして認識され、地域コミュニケーション形成手段として活用されていく。いわば、ミニコミ紙・タウン紙の動画面としての役割も、これからの重要な要素であろう。

またこの他にも、都市型CATVの代表的な機能である多チャンネル性を生かした多様なジャンルの情報提供や双方向性機能を生かした活用方策も検討に値しよう。

なお、現在の都市型CATVのチャンネル数は二十五〜三十チャンネル程度が一般的であるが、東京都が臨海副都心で構想しているものは三百チャンネルにも及ぶものであり、人々の生活に定着し始めたばかりの都市型CATVの将来は、我々に果てしない広がりを感じさせてくれる。

## 六——二十一世紀へ向けて

以上、本市の情報化施策について、その概略、

課題及びその対応の方向などを述べてきた。この他にも市民に身近な地域情報拠点の整備、市民利用施設の情報ネットワーク化、情報関連産業の振興、情報教育・プライバシー保護対策等情報化の進展に伴う諸課題への対応など市として推進すべき重要な問題も多くあるが、紙面の都合で触れることができなかつたことをお詫びしておきたい。

なお、内容については関係局との意見交換の場などで教示された意見等を参考とさせていただいたとともに、私見も含まれているので、必ずしも本市としてオーソライズされている考え方ではないことをお断りしておく。

本市としては、「よこはま21世紀プラン」に計画として盛り込んだ各種情報化関連施策をどのように具体化して推進していくかがこれからの大きな課題である。今後は「よこはま21世紀プラン」の情報化に関する分野別推進計画の策定などを通じて、二十一世紀へむけて本市の情報化施策が計画的かつ着実に推進され、成果を上げていくことを願って筆を置くこととする。

△市立大学総務課課長補佐調整担当係長・

前企画財政局企画調整室担当係長▽

- 
- 6 6 助ケーブルコミュニティ横浜 (CCY) 設立
  - 6 IRIS地域情報システム (IRIS-NET) が実験運用開始  
通産省、情報化未来都市構想モデル地域に候補地として本市を追加  
横浜駅西口の映像情報システム (タウンキッス) がサービス開始
  - 7 助ケーブルコミュニティ横浜 (CCY)、本牧地区でCATV放送開始
  - 9 日本通信衛星 (JC・SAT) 横浜衛星管制センターが完成
  - 10 東急ケーブルテレビジョン、緑区で都市型CATV放送開始
  - 12 ビデオテックスによるこども科学館情報システムが稼働  
市公文書 (情報) 公開条例制定
  - 63. 2 助メディアシティー横浜 (MCY) 設立
  - 2 地域流通VAN会社シーガル設立
  - 4 情報公開制度スタート  
歳出管理システムが完成、稼働  
IRIS地域情報システム (IRIS-NET) が完成、稼働  
横浜ケーブルビジョン、旭区で都市型CATV放送開始
  - 5 NTTのISDNサービス (INS64)、本市で開始
  - 6 建設省、本市のインテリジェント・シティ整備基本計画を承認
  - 7 市電子計算機処理にかかる個人情報保護検討委員会が提言を提出
  - 8 防災行政用無線システムが完成、稼働
  - 9 女性フォーラム開館、フォーラメディアが稼働
  - 10 都市計画窓口情報システム (MAPPY) サービス開始
  - 元. 3 都市型映像情報システム (MEW VISION) が完成、サービス開始  
横浜美術館開館、美術情報センターシステムが稼働  
電算機処理等に係わる個人情報保護条例制定
  - 4 バス運行改善システムが一部稼働  
横浜ケーブルビジョン、泉区でも都市型CATV放送開始  
横浜駅周辺駐車場案内システムが完成、稼働
  - 5 国際デジタル通信 (IDC) 国際通信センターが完成、サービス開始  
日本通信衛星 (JC・SAT) 横浜衛星管制センターがサービス開始  
電算システム課新横浜計算センターが開設
  - 6 助ケーブルコミュニティ横浜 (CCY)、自主放送を開始  
NTTのISDNサービス (INS1500)、他の大都市とともに本市で開始  
NHKが衛星放送の本放送開始
  - 7 電算機処理等に係わる個人情報保護条例施行
  - 9 市営地下鉄プリペイドカードシステム実験運用開始
  - 11 助日本住情報交流センター設立
  - 12 市バスプリペイドカードシステム実験運用開始
  - 2. 4 消防通信指令システムを拡充、無線ファックス網が完成、稼働  
道路管理システムが完成、稼働
  - 6 NTTの電話サービスを利用したテレホンヨコハマ事業開始
-

[資料]情報化施策関連年表

- 
- 41. 7 総務局行政部に電子計算課（現電算システム課）を設置
  - 9 電子計算課に初めて大型電子計算機を導入
  - 42. 3 人事・給与、固定資産税、国民健康保険事務等を電算化
  - 4 市県民税、金銭会計事務を電算化
  - 7 港湾統計事務を電算化
  - 8 横浜市事務近代化推進委員会発足
  - 47. 4 テレビ神奈川（TVK）本放送開始
  - 8 産業統計事務を電算化
  - 53. 10 水道施設総合管理システム稼働
  - 55. 2 市営バス本牧～関内ルートにバス接近表示システム稼働
  - 4 横浜駅西口の第二広場にバス接近表示システム稼働
  - 56. 4 病院・下水道事業会計事務、国勢調査集計事務を電算化
  - 57. 3 港湾管理システムが完成、稼働
  - 7 救急医療情報センターがオープン、救急医療情報システム稼働
  - 12 公害監視システム稼働
  - 58. 3 水質テレメータ監視システム稼働
  - 9 YUNET（ユUNET）が完成、稼働
  - 59. 4 地震観測システム稼働
  - 6 市情報公開問題研究会が最終報告書を提出
  - 9 市OA検討委が最終報告書を提出
  - 市営地下鉄駅務情報オンラインシステム稼働
  - 横浜市テレピア基本計画策定
  - 10 通産省、本市の都心地域をニューメディアコミュニティ構想モデル地区に指定
  - 60. 3 郵政省、MM21地域とその周辺の区域をテレピアモデル地域として指定
  - 4 市税収納事務を電算化
  - MM21テレポート構想発表（第二回世界テレポート会議）
  - 9 バス乗車券自動処理システム稼働
  - スポーツ情報システムが完成、稼働
  - 10 消費生活情報ネットワークシステム稼働
  - 横浜エフエム放送（FM横浜）本放送開始
  - 11 文字放送による情報提供サービス開始
  - 61. 3 工場排水規制・監視システム稼働
  - 4 キャプテン・システムによる情報提供サービス開始
  - 5 環境情報システム（SYSTEM EYE）が完成、稼働
  - 6 建設省の雨量レーダー情報システムを導入
  - 市民局に市民情報室設置
  - 10 土地情報システムが稼働
  - 情報処理教育センター（教育委員会）にオンライン情報処理教育システムが稼働
  - （財）横浜・神奈川総合情報センター（IRIS）開設
  - 12 市民情報センター開設
  - 62. 3 建設省、本市をインテリジェント・シティ構想の指定地域に指定
  - 4 市政情報総合検索システム稼働
  - 消防通信指令システムが完成、稼働
-